

## 林業経営「創意工夫」表彰行事実施要綱

### 1. 趣旨

林業経営の現場で役立つ技術的な発明、改良、創意工夫事案を発掘し顕彰すると共に、その成果を幅広く普及する。

### 2. 主催

公益社団法人 大日本山林会

### 3. 参加の資格（表彰の対象者）

林業経営の現場で実際に活用される新たな技術的な発明、改良、創意工夫事案を考案した者。

### 4. 参加の方法

- (1) 参加者は、所定の参加申込書を大日本山林会に提出するものとする。
- (2) 大日本山林会は、全国各地で幅広く対象となる事案の発掘に努めるものとする。

### 5. 審査

- (1) 外部有識者からなる審査委員会を山林会内に設置し、審査を行う。
- (2) 審査委員会は、別に定める審査要領に基づき、審査（書類・現地審査）を行う。

### 6. 表彰

- (1) 審査の結果、優秀と認めるものを表彰する。
- (2) 表彰は、優秀賞及び奨励賞とする。
- (3) 入賞者に対し、大日本山林会会長賞及び副賞を授与する。

### 7. 情報の公開

大日本山林会は、月刊誌『山林』等を通じ、この表彰行事に関する情報を幅広く公開する。

### 8. その他

本要綱に定める外、本行事の実施に当たって必要な事項について、会長が別に定めることが出来る。

令和元年  
林業経営「創意工夫」表彰行事実施要領

林業経営「創意工夫」表彰行事の実施について、その細部事項を以下のとおり定める。

1. 参加の資格（表彰の対象者）（要綱第3）  
本行事への参加資格は、個人のほか、複数の者により構成されるグループ等も対象とする。
2. 参加の方法（要綱第4）
  - (1) 本表彰行事は、
    - ①創意工夫案件を考案した本人から申請のあった案件
    - ②本人以外の者から推薦のあった案件を対象に行う。
  - (2) 申請者（本人又は推薦者）は、別紙の参加申込書に必要事項を記入の上、山林会に提出する。
3. 審査（要綱第5）  
審査委員会は、別に定める審査要領に基づき審査を行う。
4. 実施スケジュール  
令和元年度は、おおむね以下のスケジュールにより実施する。

令和元年9月1日 : 募集の公告  
2年1月31日 : 参加申し込みの締め切り  
2月～3月 : 審査  
5月下旬 : 表彰（通常総会）